

令和元年度静岡県防災会議 会議録

令和元年7月10日(水)
静岡県庁西館4階第1会議室

午後1時30分開会

○司会 定刻になりましたので、ただいまから令和元年度静岡県防災会議を開催いたします。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には、ご出席いただきありがとうございます。代理出席を含め、46名の委員の皆様にご出席いただいております。

それでは、初めに、会長の川勝平太静岡県知事からご挨拶申し上げます。

○川勝知事 令和元年がこの5月に明けまして、本年度最初のこの防災会議、暑い中、ご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

平成31年といいますか、平成の御代というのが災害の御代だというふうに言われることもございますけれども、実際平成30年度も、思い返しますと、6月に大阪の北部で地震がございまして、ブロック塀が倒れて、その下敷きになって子供が命をなくすという悲劇がございました。それを受けて私どもも、全国全部そうだと思いますけれども、その見直しをいたしまして、二度とこういう悲劇が起こらないようにしているところでございます。

また7月には、今7月ですけれども、西日本にものすごい豪雨がございまして、土砂崩れとか河川の氾濫ということで、本県もすぐに救援に乗り出しましたけれども、集中豪雨、土砂崩れというのは、地震や台風に劣らぬ危険な状況というのを改めて認識したということでございます。

8月明けまして9月になりますと、北海道の胆振東部でまた大きな地震がございまして、土砂も崩れまして、これも悲劇になりました。と同時に、ものすごい規模のブラックアウト、いわゆる停電がございまして、翌10月には台風24号が本県を襲いまして、71万戸に及ぶ停電が発生しました。これも初めての経験で、この復旧に1週間近く要したということで、これについての反省もしっかり踏まえてやらなくちゃなんということでございます。

今年度に入りまして、つい数日前、九州で悲劇がございまして、特に鹿児島あたりで大きな被害が出て、命も奪われるということが起こっているところでございます。本当に天災はいつ襲ってくるかわからんということを肝に銘ずる、この1年間ではなかったかというふうに思っている次第でございます。

本県は、防災先進県として内外によく知られている県でございますけれども、基本的には、東海地震、あるいは南海地震、東南海地震ということで、このプレートテクトニクスにかかわる大地震というものが起こり、津波が起こり、そして本県が被害をこうむりやすい地域にあるということでございまして、1979年以来、2兆4,000億円という巨額の費用を投じて、さまざまな防災対策を講じてきた次第でございます。今はこの南海トラフの巨大地震というのが想定されるようになりまして、このワーキンググループが政府の中で開催され、本県もモデル県として出席をした次第でございます。

そうした中、この3月に、政府のほうではガイドラインを制定されました。本県も、今年度中に、静岡県の特性を踏まえたガイドラインを策定するつもりでございます。

この水は、豪雨とか、あるいは河川の氾濫ということもございまして、なかんずく大井川。今畑薙のところに行かれたらすぐわかりますけれども、畑薙ダムというのがございまして、畑薙のダムを少しく上っていくと、旧来ダム湖であったところ、この上流側の端っこのほうになる畑薙橋というのがあります。その畑薙橋の下は、ほとんど川が流れていないですね。その畑薙橋のちょっと上のところ、大井川のいわば左岸に当たるところであります。赤崩で、止めようのない土砂崩れがどんどん起こっておりまして、ダム湖が、畑薙橋あたりですと7～8割がもう埋まっていると。学者によれば、これは雨畑化していると。雨畑ダムが今大変な状況になって、これはもう日本軽金属が処理できるような能力ではないと思います。また、県が乗り出してもできないでしょう。ですから、国も含めて、このダムの問題というのが大きいです。

そしてまた、南アルプスのほうにトンネルが掘られれば、この西側の建物よりも高い70メートル近い土砂を積み上げると。しかも下流域に積み上げるということでございますから、それが畑薙あたりですと、1秒間に2トンの流量しかない。水の専門の大石委員が、こないだ6月13日、ご一緒に参りましたら、「おい、流れとらん」とおっしゃっていました。ですから、それがふさがれる可能性だってあるかなと思っている次第でございます。

そうしたところもございまして、静岡県は風光明媚ですばらしいところでありまして、それがいつ牙をむくかわからんという状況でございます。

この防災会議は県全体の会議でございまして、国の防災計画が改められ、法律もそれに応じて変わらしまして、そうした中で、今日の協議は、静岡県に応じた形での修正ということでございますけれども、ぜひそれぞれのご専門の分野、お立場から、忌憚のないご意見を賜りまして、意味のある防災会議になりますようお願いを申し上げまして、会長としての挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 議事に入る前に、今年度新たに当防災会議の委員にご就任いただいた委員をご紹介します。富士山静岡空港株式会社代表取締役社長 西村 等様でございます。

○西村委員 皆様こんにちは。新しく委員を仰せつかりました、富士山静岡空港株式会社の西村でございます。

日ごろは、空港に対して、ご支援、ご協力賜りまして、まことに感謝申し上げます。

皆様ご承知のとおり、4月から、富士山静岡空港につきましては、運営権事業を開始をいたしまして、おかげさまで、昨年度同様、搭乗者数も増えておりまして、よいスタートを切れております。ありがとうございます。

本日、済みません。宣伝ではないんですけど、10周年を記念してこういう冊子をつくりまして、皆様にもお配りをしておりますので、後ほどお読みいただければというふうに思います。

こういう営業ができるのも、本当に無事故を続けていくこと、安心・安全の空港運営を大前提としていくことというのを心がけております。

また、災害時には、広域防災拠点ということで、防災面でも非常に大切な役割を担っているということで、当社としても、社内で、社長直轄で安全推進室をつくって、日ごろの防災面について全社的に取り組んでおります。

ただ、安心・安全には終わりが無いというふうに考えておりますので、皆様のいろいろなご意見等々を賜りまして、アップデートしながら空港の安心・安全に邁進してまいりたいというふうに思っておりますので、これからよろしくお願い申し上げます。

以上で挨拶とさせていただきます（拍手）。

○司会 西村委員、ありがとうございました。

それでは、本日の議長は、会長であります川勝知事が務めます。

知事、お願いいたします。

○川勝知事 それでは、私が議長を務めて議事を進めてまいりますので、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ちなみに、静岡空港は大規模な広域防災拠点ですが、ご案内のように、牧之原の台地の上にごさいます、あの水は大井川の水をくみ上げて、トイレの水、食堂の水に使っております。ご参考までに。

議事に先立ちまして、静岡県防災会議運営要領第7条の規定に基づき、本日の議事録署名人を指名いたします。

海上保安庁清水海上保安部部長 田中裕二委員、静岡県看護協会会長 渡邊昌子委員のご兩名をご指名させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、議事次第に従いまして、協議事項から進めてまいります。

皆様にご協議いただきます、静岡県地域防災計画の修正についてでございますけれども、その内容には、今年の5月31日より運用が開始された、南海トラフ地震臨時情報に対する対応等が含まれております。

そこで、静岡県地域防災計画の修正内容の協議に入ります前に、静岡地方气象台、白土委員から、南海トラフ地震臨時情報に対する対応の内容などにつきまして、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

○白土委員 ただいまご紹介にあずかりました、静岡地方气象台長、白土と申します。よろしくお願い致します。

お手元に「南海トラフ地震－その時の備え－」という資料がありますので、まずこれからご説明させていただきます。

最初のページのところですが、お手元の地図のところには黄色く囲まれたエリアがありまして、この黄色いエリアが南海トラフ地震の想定震源域です。南海トラフ地震というのは、このプレート境界が破壊されることによって起こる巨大地震です。この地震が、実は全体が一気にずれ動いて割れる場合と東西別々に動く場合とがあって、発生のパターンがいろいろな状況であります。全体が動くと、ここに記載の通り、最大震度は7。これは震源域の直上で、静岡県も含めて震度7のエリアが広範囲に広がっています。それから、最大30mの津波も発生します。静岡県内では下田が30mと予想されています。県外では高知県などが、最大30mの津波が予想されています。それだけ規模の大きな地震ということです。

リーフレットをめくっていただいて、その左下のところをごらんください。

ここに直近で起こった南海トラフ地震のことが書かれており、直近は約70年前の1944年の東南海地震になります。「東南海」「南海地震」と書いてありますが、いずれも「南海トラフ地震」です。

前回は、東南海地震発生後の2年後に南海地震が起こっているということで、時間差で発生しています。その前は、「安政の東海地震」で1854年に発生していますが、このときは2時間後に南海地震が発生しています。片方が大きくずれ動く、不安定になって隣も動くというパターンと、一気に動いてしまうパターンなど、南海トラフ地震の発生はいろいろです。

これまで静岡では、東海地震ということがずっと叫ばれてきました。これは予知できる地震として情報体系が組まれていましたが、現在気象庁で発表している情報は、予知ができないことを前提にしております。東海地震に関する情報では、スロースリップが起こると、東海地震かどうかを判定して情報を出すこととしてきましたが、近年、そのスロースリップに似たような地震が、実はたくさんいろんなところで起こっているということがわかっています。直近では、7月5日に定例の評価検討会がございましたが、その中でも「ゆっくりすべりは起こっている」ということの表現がなされていますが、「差し迫った心配はありません」と判断しており、現状では差し迫った心配はありませんが、東海エリア、それから四国も含めて、このゆっくりすべりの地震はいろんなところで起こっています。

気象庁では、このゆっくりすべりがこれまでと違った動きをすれば南海トラフ地震に関連する情報を出すこととしています。また、実際に大規模地震が起きてしまった場合、想定される想定震源域全体が割れた場合には、もうそれで南海トラフ地震になってしまいますが、半分割れた場合や一部割れた場合など、いろんな発生ケースがあります。

気象庁では、それぞれのケースに合わせて情報を発表していくこととしています。情報発表は、このリーフレットの右側に解説がありますが、地震が発生した場合とゆっくりすべりが起こった場合との2つが想定されます。ゆっくりすべりでは、通常とは異なる「ゆっくりすべり」を観測した場合に、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表し、それが異常なものかどうかを判定した上で、「異常である」と判断すれば、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の注意情報を発表します。異常でなければ「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」を発表します。

想定されている震源域とその周辺で規模の大きな地震が発生した場合は、まずその地

震の規模と震源を精査しますので、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」を発表します。その結果「半分割れ」（マグニチュード8クラス）と判断すれば「南海トラフ地震（巨大地震警戒）」の情報を発表して、「1週間警戒してください」という状況になります。半割れの状態であっても、マグニチュード8クラスなので、これが東側で起これば静岡県内は震度7の状況になります。西側で起これば静岡県内は震度3ぐらいの状況になります。

半分割れの地震が発生すれば、気象庁では「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」を発表することになります。例えば西側で半分割れの地震が発生した場合でも、地震発生後5分以内に静岡県内に津波警報が発表され、これの対応で、沿岸部の県民の皆さんは津波に備えて避難することになります。地震発生後、30分程度で「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表され、どのぐらい割れたかを検討した上で、「半分割れ」であれば「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表され静岡県内は1週間警戒必要な状況になります。この間にも気象庁から津波や地震に関する情報が多数発表されます。

ということで、気象庁が通常発表している地震情報が発表されている中で、南海トラフ地震臨時情報が発表されますので、しっかりとご理解いただきたいと思っています。

めくっていただいて、最後のページです。

そこに南海トラフ地震の臨時情報の発表条件が記載されています。先ほど説明した「一部割れ」、「半分割れ」は、想定震源域の中で発生した地震のマグニチュードが7以上8未満であれば「一部割れ」、マグニチュード8以上の場合は「半分割れ」と判断し、（巨大地震注意）、（巨大地震警戒）の臨時情報を発表します。プレート境界のゆっくりすべりの場合は、これに加速傾向が見られるとか、これまでにないような大きな動きをしているような場合に（巨大地震注意）の臨時情報を発表します。調査の結果、異常ではないと判断すれば（調査終了）の臨時情報を発表します。

また、毎月行なわれている定例の評価検討会を公表する場合は、「南海トラフ地震関連解説情報」として発表しています。評価検討会は毎月1回第1金曜日に行なわれますので、その日の夕方に発表します。

しかし、地震はいつ来るかわかりませんので日ごろの備えが非常に重要です。静岡県民の皆さんは、常日ごろから対策を取られていると思いますので、今後もしっかり対応していただければと思います。

続きまして、もうひとつ1枚紙で用意させていただきましたが、今年の3月末の内閣

府の避難対策に関するガイドラインが更新され、警戒レベルの導入を進めてきたところで、この出水期から、各市町さんからは警戒レベルを含めた情報を発信させていただいております。

警戒レベルというのは1～5の5段階あり、そのうちの3、4、5については、市町から発令される情報になります。1、2については、気象庁から発表する情報が該当します。この警戒レベルは、これまで運用している避難勧告や避難指示の考え方を変えるものではございません。昨年7月の大雨の教訓から、そもそも情報量が多く受け手側がどうしたらいいかわからない。避難勧告が発令されたけど避難指示が出るまで待つてしまったというような事象がありました。そのようなことが起きないように、勧告も指示も避難が必要という意味では同じですので、警戒レベルではひとまとめにして、わかりやすい形で住民へ提供するものです。まだ普及はこれからだと思っておりますが、今後普及していけばわかりやすくなると思っております。

警戒レベル3の段階では、避難準備及び高齢者等避難開始で高齢者だけではなく、避難に時間がかかる方はこの段階で避難を開始して下さい。

警戒レベル4は、避難指示と避難勧告が該当します。警戒レベル4になったら全員避難となります。先日、鹿児島県で59万人に警戒レベル4、避難勧告が発令されましたが、実は59万人全員が避難するわけではなく危ないところに住んでおられる方が避難という意味ですので、危ない地域に住まわれている方が避難すればよくて、高台で崩れるおそれもないようなところに住んでいる方は避難する必要はございません。

警戒レベル5は災害が発生した際に発令される情報です。

気象庁が発表する大雨や洪水の警報は警戒レベル3に相当する情報で、土砂災害警戒情報が発表された場合は警戒レベル4に相当する情報となります。

気象庁ではこの他に、気象庁ホームページで危険度分布というのを公表しており、河川、土砂、浸水による災害の危険度を地図上に1キロ格子で示しております。これをご覧になれば、今自分の住んでいる地域の危険度の高まりを確認して頂くことが出来ます。危険度の薄紫は警戒レベル4相当で、この図は河川の例を示していますが、この河川で薄紫のところは、3時間先までの雨の降り方を予想して、それまでに災害が発生してもおかしくない状況になりますよというのが薄紫です。濃い紫は、もう災害が発生していてもおかしくないという状況を示したものです。この危険度は10分ごとに更新しておりますので、この情報を活用していただき、皆様に早目の避難の行動をとっていただ

ければと思っています。

簡単ですが、私からの説明は以上です。

○川勝知事 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、質問等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次に進ませていただきます。どうも白土さん、ありがとうございました。

次に、「静岡県地域防災計画の修正」について、事務局からご説明をお願いします。

○危機政策課長 事務局、危機政策課長、後藤でございます。よろしくお願ひいたします。

資料2-1、それから資料2-2はお手元でございますでしょうか。そちらをお開きください。

資料2-2のほうの新旧対照表は、字が小さくて申しわけございません。

2-1のところですね。今回の地域防災計画の修正でございます。

大きく3つございます。1つが法律の改正、それから中央の国の防災基本計画の改正等を踏まえた修正、もう1つが近年の災害を踏まえた修正。それと、その他の修正事項となっております。

それでは、新旧対照表をごらんいただきながら、ちょっとページは前後しますが、ご説明したいと思います。

新旧対照表の39ページの上段をお開きください。

法律の改正等のところの最初の部分でございます。「大規模氾濫減災協議会等の活用」ということで、県及び国土交通省が組織する大規模氾濫減災協議会を活用しまして、多様な関係者で密接な連携体制を構築し、洪水氾濫による被害の防止・軽減を行なう旨を記載してございます。

続きまして、新旧対照表の3ページの下段から4ページにかけてのところでございます。

先ほど気象台長よりお話がありましたが、避難勧告等に関するガイドラインの内容を踏まえまして、国や県が、5段階の警戒レベル相当情報として防災気象情報を提供すること。それから、新たに災害発生情報について、既に災害が発生している状況であり、命を守る最善の行動をとる必要があることなどについて記載させていただきました。

続きまして、新旧対照表の23ページをごらんください。

こちら、先ほど気象台長からお話がありましたが、南海トラフ地震臨時情報の運用開

始にあわせての改正でございます。

23ページのほうでは、臨時情報発表時、こちらは県の対応について、「防災対応の概要を定める」と書かせていただいております。

具体的なその対応としまして、新旧の26ページでございますが、そちらに幾つか書かせていただきました。区分として、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」のときは「事前配備体制」、臨時情報の「巨大地震注意」の発表時には「警戒体制」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは「警戒本部体制」をとるものと記載させていただいております。

続きまして、新旧対照表の6ページをごらんください。

近年の災害を踏まえた修正の部分でございます。

最初に、被災者生活再建支援体制の充実です。

近年の災害における発災後の被災者支援の重要性に鑑みまして、市町のほうで住家被害調査や罹災証明書の交付を支援するシステム導入の検討を行なうことなどを記載させていただいております。

続きまして、新旧の39ページをごらんください。

農業用ため池の補強対策でございます。

下段でございます。

西日本豪雨の災害を受けまして、農業用ため池は決壊した場合に影響が大きいということから、緊急度の高いものから、補強工事や統廃合、ハザードマップを行なう旨を記載させていただきました。

続きまして、新旧の16ページの上段をごらんください。

大阪の北部の地震での教訓を踏まえたブロック塀対策でございます。

この教訓から、避難路などの道路沿いの危険なブロック塀の点検・把握について、点検に努めるということについて記載をさせていただいたところでございます。

続きまして、新旧の5ページをお開きください。

こちらは、台風24号での教訓を踏まえた停電対策でございます。

重要施設の管理者が、平常時の点検、それから燃料確保の多重化に努めることや、災害時に、ライフライン事業者が利用者に復旧時期の目安を伝えられるような体制整備に努めるといったことを記載させていただいております。

次に、新旧の2ページの上段をお開きください。

そのほかの修正事項についてでございます。

指定公共機関の追加でございます。国のほうで指定した指定公共機関に、コンビニエンスストアですとかスーパーなどの大手流通事業者が加わったものですから、物資調達等の役割を記載させていただいてございます。

続きまして、新旧2ページの中段でございます。

富士山静岡空港の業務移管に伴う修正でございます。

こちらは、県の指定地方公共機関としてあるものですから、その役割を記載させていただくほか、県との役割を整理したことについて書かせていただいております。

続きまして、新旧の46ページでございます。

46ページから47ページに書いてございますが、伊豆東部火山群の火山防災対策協議会報告に基づく修正でございます。

それは、伊豆東部火山群防災会議で、噴火の影響範囲が2キロから3.5キロに見直されました。この決議内容に基づきまして、地域防災計画の内容を2キロから3.5キロに修正してあるものでございます。

続きまして、新旧の9ページの中段をごらんください。9ページの中段から10ページの上段にかけてでございます。

気象台からご報告いただきました避難勧告等に関するガイドラインの改定や、それから南海トラフ地震臨時情報への対応等を踏まえまして、災害対応の迅速化、長期化も視野に入れました体制の確保、それから配備体制の見直しを行なうなど、災害対策本部の運営要領の見直しを行ないました。それを踏まえた体制と基準等で修正をしております。こちらのほうですと、縦のほうに、「情報収集体制」「警戒体制」「警戒本部体制」「災害対策本部」と整理してございます。横表に「南海トラフ地震臨時情報」の対応、「地震災害」「風水害」「津波災害」「富士山火山」「伊豆東部火山群」というふうに、それぞれ整理をさせていただいたところでございます。

あと、原子力災害の関係であります。

○原子力安全対策課長 それでは、地域防災計画の原子力災害対策編の修正部分について、原子力安全対策課から説明いたします。

資料としましては、お手元の資料2-1、「静岡県地域防災計画修正案の概要について」と、それから資料2-3と別冊になってございますが、「静岡県地域防災計画（原子力災害対策編）新旧対照表（案）」をごらんください。

原子力災害対策編における主な修正点でありますけれども、資料2-1のうち、3、「その他修正事項」にありますとおり、平成30年10月に県が実施いたしました原子力災害拠点病院の指定と、原子力災害医療協力機関の登録に伴う修正を行っております。平成30年10月に、これまでの初期被ばく医療機関を原子力災害医療協力機関として登録し、二次被ばく医療機関を原子力災害拠点病院として指定しました。

新旧対照表の該当ページでございますが、まず1ページの目次、9ページ、11ページ、それから15、16、17ページにかけての表を修正しております。

なお、指定や登録された医療機関は最終ページに記載してございますので、ごらんください。

その他、平成30年6月と令和元年5月の防災基本計画の修正、平成30年7月の国の原子力災害対策指針の改正を反映した修正、それから関係機関からの所掌事務の追記の申し出に対応した修正等を行っております。具体的な変更点につきましては新旧対照表をご参照ください。

私からの説明は以上でございます。

○川勝知事 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見なりご質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご意見もないようですので、「静岡県地域防災計画の修正」につきましては、原案のとおりとしてご承認いただくことにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○川勝知事 はい、ありがとうございました。それでは、原案のとおり承認されたものいたします。

なお、静岡県地域防災計画につきましては、本案により内閣総理大臣に修正報告をすることにいたします。

続きまして、事務局から報告事項に移ります。

なお、この件につきましての質問等は、最後一括してお受けさせていただきます。よろしく申し上げます。

○危機政策課長 それでは、報告事項をさせていただきます。

お手元の資料3をご用意ください。

「市町地域防災計画の修正状況」でございます。

県の地域防災計画修正を踏まえて、各市町でも地域防災計画の修正を行なってごさいます。災害対策基本法に基づきまして県に地域防災計画修正の報告があった市町は、下表のとおりとなっております。

なお、市町でも独自の観点を持って修正しているところがございます。

裏面をごらんください。

市町独自の観点で修正を行なった旨の例を書かせていただきました。こちらをご参考いただければと考えてございます。

市町の地域防災計画の修正状況については、以上でございます。

続きまして、県版ガイドライン策定の基本方針について、ご説明いたします。

お手元の資料4をごらんください。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

先ほど気象台よりご説明いただきました、南海トラフ地震、発生形態に備えた防災対応ということで、国のほうで3月末にガイドラインを出していただきました。そのガイドラインの内容について要約したものでございます。第1編が「共通編」、第2編が「住民編」、第3編が「企業編」になってございます。表面に「共通編」、裏面に「住民編」。「企業編」は省略させていただいてございます。

「共通編」をごらんください。

南海トラフ地震の対応では、先ほどもありましたが、大きく分けて2通りの対応が示されてございます。1つが半割れ、1つが一部割れとゆっくりすべりということになってございます。それぞれのケースに「調査中」という臨時情報が発表された後、最短で2時間程度で、次の段階である「巨大地震警戒」または「巨大地震注意」の臨時情報が出されるということになってございます。そのときの社会状況ですとか、住民や企業の対応について、概略を書かせていただきました。検討すべきことは多々あると考えてございますが、特に「巨大地震警戒対応」の欄にございます、津波到達までに明らかに避難が完了できない地域の住民の方々は1週間避難するとされたことが、こちらは市町で防災対応を検討する際には議論の中心になると考えてございます。そのため、県として、市町に検討の参考としてもらうよう、県版ガイドラインを策定することとしたものでございます。

ここで注意が必要なのは、県版ガイドラインを策定しますが、あくまでも半割れで対象としているのは西側で起こったときでございます。東側で大規模な地震が発生したと

きには、これから考えます県版ガイドラインでは対象とならないといいますが、突発地震対応ですので、そちらは対象にならないというふうに考えてございます。通常の生活を送りながら事前の避難が必要になると。そういったところをガイドラインで考えていくということだというふうに考えてございます。

1枚目にお戻りください。

国のガイドラインで、自治体や企業等が防災対応を計画として取りまとめるために、例えば津波避難の際の津波到達時間や避難可能範囲の考え方を示しておりますが、「地域の実情によって適切に定める」とされてございます。

県版ガイドラインですと、この考え方を踏まえまして、1と2の方針を考え方としております。最初に1番ですが、国ガイドラインを踏まえて、本県の多様な地域性や、これまで実施してきた地震・津波対策の効果を反映するものでございます。2つ目が、市町が臨時情報発表時の対応をあらかじめ検討し、地域防災計画等に定めるよう、手順、留意事項を示したものとさせていただきます。

まず、1でございますが、ここでは、今回モデル地域というのを選定させていただきました。そこで、住民の方々からの意見や、要配慮者の方々を支援する関係者との意見交換をいたします。そこから得られた意見、またモデル地域以外の市町の方々や専門部会等での意見を反映したものとしたいと考えてございます。

次に、これまで実施してきた地震・津波対策の効果でございます。

2枚おめくりください。

先ほども知事からお話ございましたが、今まで積み上げてきたものが、2兆4,000億円というものがございます。これと、下段にございますが、「静岡方式」という津波対策をやっていることもありまして、一例としてですが、浜松のほうですと、防潮堤の完成により浸水区域が7割減少するなどの効果があらわれる見込みとなっております。

めくっていただきまして、津波避難タワーですとか命山の整備もやっております。東日本震災当時から大幅に増加している実績がございます。

また、津波避難訓練にも毎年10万人以上が参加していただいているという状況でございます。

この結果、下表で、減災効果が2017年度末で約3万9,200人、約4割の減災効果があったと認められております。こうした地震・津波対策の効果を反映したものを考えたいと

いうふうに思っております。

元へお戻りください。

2つ目の、市町が地域防災計画等に定めることができるようにするというところでございます。

2枚目の裏面に、国のガイドラインで示された市町での検討手順を載せております。県版ガイドラインを検討する際に、これらの検討手順を踏んで検討していくことを考えています。各市町でも、この検討手順に沿って検討していくときに、留意事項、それから記載例等について助言できるものをガイドラインとして考えていきたいというふうに思っております。

この2つを基本方針として、策定作業を行なってまいりたいと思います。

なお、企業における防災対応でございますけれども、中部経済連合会で検討結果が出されまして、国ガイドラインに反映されてございます。国ガイドラインをもとに、各事業者の方は検討を行なうことになっております。最初の条件として、各地域での防災対応をまず把握するということがありますので、市町での防災対応をまず行なっていくところを、各企業のほうでも、その情報をよく捉えていただいて検討していただきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○危機情報課長 かわりまして、危機情報課の吉永と申します。

お手元の資料5、「静岡県総合防災アプリ『静岡県防災』の普及」について報告いたします。

県では、昨年の西日本豪雨における住民の情報伝達や住民避難に関する教訓を踏まえまして、県民の皆様の防災情報の収集と迅速避難をサポートする総合防災アプリ「静岡県防災」を開発し、この6月1日から運用を開始しました。

このアプリの主な機能は、非常時対応としましては、災害への警戒や避難を呼びかける緊急防災情報を瞬時にまず受信できるということ。また、画面の地図上で、開設されている最寄りの緊急避難場所等の情報を簡単に確認できるということがございます。

また、平常時の活用としましては、自宅や勤務先、また行楽等で訪れた場所など、県内の各地点において、市町が公表しております洪水や津波、土砂災害といったハザードマップを画面の地図に重ね合わせることができまして、その場所の災害リスクを確認することができます。また、自宅から避難先までの経路ですとか所要時間を確認する避難

トレーニングなどがございます。また、防災に関しまして、基礎的な防災知識を学習する機能がございまして、学習した後にテスト形式で理解度を確認する機能などが搭載されてございます。

この最新のダウンロード数でございますけれども、このアプリは、資料には7月1日現在で3万8,000余となっておりますけれども、現在最新は約4万1,000件のダウンロードをいただいているところでございます。

県では、このアプリを自主防災組織や地域の防災訓練などで活用していただきまして、いざというときのための事前の備えと、実際に災害の危険性が迫ったときには迅速に避難に移せるように、引き続きさまざまな手法により広報を行ないまして、県民の皆様に応用アプリの利用を呼びかけてまいります。

本日お配りしておりますお手元の資料は、このように黄色で目立つようなカラーとなっておりますけれども、「静岡県防災」ということでお配りしてございます。この紙面の下段にQRコード、表面にも裏面にもございますけれども、ここから簡単にダウンロードできるページに飛ぶことができまして、すぐにダウンロードできます。ぜひお帰りになりまして、職場の皆様にもご紹介いただきますようによろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○危機対策課長 危機対策課長でございます。平成31年度の静岡県危機対処訓練計画について説明させていただきます。

資料6をごらんください。

各種の危機事案に対し、県・市町の災害対策本部における応急対策、住民等による自助、共助を通じたみずからの命、財産を守る行動を習熟するため、訓練を実施してまいります。訓練を通じて、各種防災計画の見直し、防災関連機関の相互連携、県民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図ってまいります。

それでは、下の主な危機対処訓練の計画について、一部説明させていただきます。

まず、8月23日の金曜日でございます。総合防災（本部運営）訓練を実施してまいります。大規模地震を想定しまして、県・市町における災害対策本部の運営、国と県との連携を確認するとともに、広域受援計画の検証を行なってまいります。

9月1日、日曜日でございます。静岡県・三島市・函南町総合防災訓練を実施してまいります。地域防災体制と自主防災組織、学校、行政などの連携の確認。また、オリン

ピック・パラリンピックを見据えました観光客の避難訓練なども実施してまいります。

あと、12月1日、地域防災の日でございます。地域防災訓練としまして、大規模地震等を想定して実施しているところでございますが、地域の特性を鑑みまして、火山、停電などについてもテーマに加えて実施しております。さらに、今年度は水害もテーマに加えて実施していきたいと考えているところでございます。

一番下でございます。「国民保護共同実動訓練」でございます。大規模な集客施設においてテロ事案が発生したということで訓練を実施しているところでございます。今年度は、富士スピードウェイを中心に実施していきたいと考えてございます。

私からは以上でございます。

○建築安全推進課長 ぐらし・環境部建築安全推進課長の星野といたします。

資料7をお開きください。

「静岡県耐震改修促進計画の改定（沿道建築物の耐震化促進）」でございます。

大規模地震発生時における自衛隊や消防、警察の広域応援部隊の進出ルートを確保するため、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、本年4月1日に静岡県耐震改修促進計画を改定し、道路を閉塞するおそれのある建物の所有者に対して、耐震診断の実施及び結果報告を義務づけました。

次ページのA3全県図をお開きください。

耐震診断を義務づける対象道路は、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画に基づく緊急輸送ルートのうち、東名、新東名それぞれのインターチェンジから、県庁・本面本部、市町災害対策本部の40拠点、災害拠点病院の22拠点、航空搬送拠点である愛鷹運動公園、富士山静岡空港、航空自衛隊浜松基地の3拠点、計65の拠点を結ぶルートを示してございます。これら65拠点は、計画で、おおむね1日から2日の早期に拠点確保が必要な施設としております。

さらに、県浜岡地域原子力災害広域避難計画に基づくPAZ、UPZ内の避難経路を青色の線で示してあります。総延長で約690キロメートルです。

耐震診断を義務づける建物は、前面道路の中心線から上方45度の線にかかる、昭和56年以前に建設された旧耐震基準の建物です。対象想定建物は558棟としています。

建物の所有者に対しては耐震診断の結果の報告を求め、報告の期限は令和4年3月31日、計画の施行から3年後としております。また、令和4年4月以降、速やかに、建築物の名称、位置、用途、耐震診断の結果、耐震改修などの予定をホームページに公表し

ます。

所有者の皆様へは、ダイレクトメールにより順次お知らせするとともに、説明会や個別訪問により丁寧な説明を行ないます。また、今月中をめどに耐震診断を開始する予定です。

耐震診断費用は全額公費負担で賄い、原則所有者の負担はありません。早期に対象建物全棟の耐震診断を行なうため、所有者にかわって県が直接耐震診断を実施する体制を設けたところでございます。

また、耐震診断の結果、耐震性が低いと判定された建物の所有者に対しては、その後の補強設計及び耐震改修工事についても充実した支援制度を用意しております。

私からの説明は以上です。

○地域医療課長 それでは、資料 8、「静岡県医療救護計画の改定」について、地域医療課よりご説明いたします。

本計画は 4 月 1 日に改定をいたしました報告となります。

そこには記載はありませんけれども、本計画は、静岡県地域防災計画のうち、災害時の医療に関する個別計画として昭和 58 年 3 月に策定され、これまで阪神・淡路大震災や東海地震による被害想定の見直し等、状況の変化に応じた改定を重ねてまいりました。現行の計画は平成 25 年に最終改定されたものですが、静岡県広域受援計画や静岡県保健医療計画等との整合性を図りつつ、平成 28 年熊本地震等を踏まえた災害医療の状況の変化に対応し、災害時における医療救護体制の充実を図るため、このたび見直しを行ないました。

資料の 2 の「主な改定内容」についてご説明いたします。

まず、(1) の「救護所設置運営指針の見直し」につきましては、二次医療圏単位等で設置している地域災害医療対策会議で、救護所に関する課題等が多く挙げられていることを踏まえ、フェーズ区分に応じた救護所の主な機能等を整理するとともに、避難所併設型等の代表的な救護所設置モデルを例示するなど、地域の実情に応じた救護所設置のあり方について決めました。

次に、(2) の「救護病院の指定運営指針」につきましては、大規模災害時に医療救護活動を円滑に実施するため、救護病院の指定要件に想定津波浸水域外に立地している旨を明記しました。救護病院は市町が指定するものですが、想定津波浸水域内の救護病院を今以上に増やさないため、既に想定津波浸水域内に立地している救護病院を除き、

新たに想定津波浸水域内に開設・移転する病院については、救護病院の指定を行なわないようご留意をいただきたいと考えております。

次に、（３）「災害拠点精神科病院の指定方針」につきましては、今後、災害拠点精神科病院の指定に向けて、その役割や指定方針について、新たに本計画に位置づけることといたしました。

最後に、（４）の「コーディネート機能の強化」につきましては、平成28年熊本地震では、保健医療活動チームの指揮・派遣調整や保健医療ニーズの情報連携などで困難な状況が生じたことを踏まえ、D P A T（災害派遣精神医療チーム）や災害時小児周産期リエゾン、さらにD H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）との連携など、保健医療活動に係るコーディネート機能の強化について定めたものであります。

主な改定事項は以上となりますが、詳細につきましては、お手元の別とじになっております改定後の計画資料をごらんいただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○司会 資料9につきましては、資料の配付のみとなります。内容は、緊急輸送路の見直しについてでございます。後ほどご確認いただければと思います。

○川勝知事 どうもありがとうございました。

ただいまの報告事項につきまして、ご意見なりご質問等ございますでしょうか。どうぞ。

○森委員代理 静岡県医師会でございます。計画については全く問題はありませんが、医師会からの報告と、要望を申し上げたいと思います。座って失礼いたします。

医師会がかかわるのは、災害時の医療救護ということになります。県医師会は、大規模災害時に、県の要請に基づいて行動いたしますけれども、全国的な医師の提供を行なうには、日本医師会の差配のもとに、全国の医師が動くJ M A Tと言われている日本医師会災害医療チームがでございます。お聞き及びあるかと思えます。ところで、東日本大震災のとき、静岡県の災害医療チームが、岩手県の遠野市、山田町、大槌町等々に行かれて、そこを拠点に活動をされました。県の医師会では、岩手県でも、野田村、釜石市、大槌町は重なりましたけれども、若干派遣先が違うというようなところがあって、それについて、医師の間でも「共同でできたら」というような意見が交わされているところでございます。

また、熊本地震におきましては、各県J M A Tが駆けつけた際に、指揮命令系統に少

し問題があったようで、適切な医療提供ができなかったというのが医師の間での共通事項になっています。防災先進県の医師会ということもあり、本県医師会が中心となって、予知できない地震の対応といたしまして、迅速に、実効性の高い活動ができるように、中部医師会連合の愛知、富山、岐阜、福井、三重、石川、静岡県で、日本医師会の判断を待たずにJMATの派遣ができる等の、支援を目的に医療救護協定を結び、本年度からJMATの事前登録を進めていたり、研修の訓練を計画しているところでございます。

さて、現状ですけれども、県の医師会、それから歯科医師会、薬剤師会、看護協会等々は、それぞれ県と個別の災害協定を結んでおります。これは、先ほどの県の医師会と同様に、県の要請に基づいて各団体が動くというものでございます。実効性を担保するには、先ほど申しあげました4つの会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会。それから、できれば病院協会等も含めて、医療団体では限界がありますので、県が中心になっていただいて、県を含めました6者の連携協定等で実効性の高い計画を立てていくということが、県医師会の提案でございます。こういった災害本部という場で恐縮でございますけれども、このことをご一考いただければというのが県医師会会長の要望でございますので、この場で発表させていただきました。

○川勝知事 どうもありがとうございました。そういう方向で、ちょっと調整をしてみましよう。

ほかにいかがでしょうか。

今のは静岡県医療救護計画にかかわるものでございましたけれども、主な改定内容の中で、「想定津波浸水区域内に立地する施設を新たに救護病院として指定しない」と。これは桜ヶ丘病院のことを指していると考えてよろしいですか。例えばですけれども。

○地域医療課長 地域医療課長、秋山です。

もし桜ヶ丘病院が浸水域内に移転するとすれば該当するということになります。

○川勝知事 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

資料4にかかわることですけれども、2013年に国のほうが、静岡県では10万人以上の方が、何もしない場合には犠牲になりかねないということが出ましたけれども、その4年後には、既に私どもがいろいろと対策を講じておりますので、4の一番最後でございますように、4割減というふうになっておりますので、相変わらず10万人以上が犠牲に

なるというような、時々ですけれども、そういう数字がひとり歩きをするというのは、結果的には風評とか不安をあおりかねないので、こうした数字については、ご発言のときには、ぜひご留意賜りたいと存じます。

ほかにご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○渡邊委員 静岡県看護協会の渡邊でございますが、2点質問をいたします。着座で失礼させていただきます。

資料5にあります、「静岡県総合防災アプリ『静岡県防災』の普及」について、住民へ緊急防災情報を順次に受信でき、最寄りの緊急避難場所等の情報が簡単に確認できるというすばらしいものができたと思っております。

ある災害発生地域で被災を回避できたのは、住民が以前被災した経験から避難用マップ等作成し、活用することにより発災時に素早く避難できたとメディアが報じておりました。このアプリがあれば、緊急時の行動がいち早くできるので、このような住民への啓発・普及は、大変重要だと思いました。

質問は、開発されたものを県民個々や市町村、職能団体など、様々なところに周知されると思うのですが、具体的にどのように周知・普及されるのか、お聞かせ願いたいということと、もう1点は、資料7にあります耐震診断に対する支援の制度のところで聞き漏らしたかもしれませんが、今対象建築物の件数が実際どれぐらいあるか、把握された数を教えていただければと思います。

○川勝知事 よろしくお願ひします。

○危機情報課長 危機情報課でございます。ご質問ありがとうございます。

防災アプリの普及でございますけれども、我々は、まずは防災に関係する機関でもって広めていく考えでございます。まずは直近、今後総合防災訓練でありますとか地域防災訓練、さまざま大小の訓練が各市町で予定されております。そこで、まずは県の職員が市町の職員に、この防災アプリの使い方について、まずしっかりと熟知していただいて、それが、その末端といいましょうか、各現場でもってですね、既にニュース、報道等でも紹介されてございますけれども、湖西市ですとか下田市では、実際に地域の住民の方が集まって、防災アプリを確認しながら津波の避難トレーニングみたいなものも実際行なっております。そういった事例もありますので、それらを1つのパイロット的な位置づけにさせていただきまして、各地域で、そんなに使い勝手がなかなか、例えばですけど、お年寄りの方とかは使い勝手が難しいという場合もございます。ただ、たく

さんの機能があるんですけれども、「少なくともこの機能とこの機能は大事だから、しっかり練習しておきましょう」ということで反復トレーニングをしていただくことで、そういった操作の習熟ということも可能かと思います。そういったことで、まず地域のそういった防災訓練を1つの核として広げていくということ。

もう1つは、学生さん。例えば中学校、高校の方というのは、地域防災力の向上のために非常に重要な役割を持っておりますので、学校の関係の方とも、ちょっとこれからこういった仕組みができるかということで相談をさせていただくつもりでおりまして、そういった、いろんな多方面で防災アプリをまず知っていただいて、何回も使っていた中で、ご自身のライフスタイルに合った活用ということを進めてまいりたいと思いますので、またいろいろ、本日お越しの業界の皆さんから、「こういった方法はどうだろうか」ということでご提案がございましたら、ぜひお聞かせいただいて、前向きに取り組ませていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○建築安全推進課長 沿道沿いの対象建物の数というご質問ですけれども、資料7の2の「概要」を見ていただけますか。

対象棟数は558棟ございます。これは、県のほうで道路を車で走らせてレーザー測量をやって、先ほど説明した沿道を閉塞するような建物を拾い上げて、あわせて市町の協力を得て固定資産台帳などから拾い上げて、昭和56年以前の建物が558棟あったということでございます。

以上です。

○渡邊委員 ありがとうございます。

命を守ることが第一であると認識しておりますので、県の災害対策の予算を投入することは必要であると充分理解しております。対象の建物の558棟に全額公費負担と説明されていましたが、県の予算がどのくらい計上され、いつまでに対応される計画かを知りたかったので質問いたしました。ありがとうございます。

○川勝知事 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、ご質問、ご意見等もないようですので、以上で本日の議事を終了させていただきます。委員の皆様には、円滑な進行にご協力を賜りまして、ありがとうございます。

進行を司会にお返しいたします。

○司会 以上で議事は終了いたしました。本日は3名の委員の皆様から災害対応等に関するご報告をいただき、防災対策の参考とさせていただきたいと考えております。

ここで会場の準備をいたしますので、しばらくお待ちください。事務局の方々は傍聴席側のほうへご移動ください。

それでは最初に、「昨年の台風24号襲来による被災状況を踏まえた災害対策」について、東京電力パワーグリッド株式会社、伏見委員からご報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○伏見委員 東京電力パワーグリッド静岡総支社の伏見と申します。よろしくお願いいたします。

まずもって、昨年の台風24号襲来に伴い、停電を発生させ、県民の皆様、それから県を含めた多くの関係の皆様、ご心配、ご不安をおかけしましたことを、心よりおわび申し上げます。

それでは、その台風の襲来に伴い被災を受けた後の災害対策を立案いたしましたので、これについてご報告申し上げます。

これは目次でございますので、お手元の資料、次のページをめくっていただきまして、シート2番からご説明申し上げます。

これは台風の状況のおさらいになりますので、簡単に申し上げます。

台風24号は、9月30日の20時ごろ和歌山県に上陸。その後、県内には10時前後から襲来が始まりまして、4時ごろまでの間に通過し、被害を与えたものになってございます。

これは県東部、県内の30%のエリアを私どもは管轄しておりますが、このエリアで発生した停電の状況でございます。発生したのは、9月30日の深夜10時前後からスタートして、最大、10月1日の7時29分、明け方になりますが、85回線がほぼ同時に停電を起すような事象が発生しております。台風では「1事故1事象」と言われておりますが、今回の台風では1事故に複数事象が含まれ、停電復旧に長時間を要したことが遠因となっております。

続きまして、次のシートをご覧くださいますと、この台風の停電に伴う課題を抽出いたしました。大きく6つになりますが、くぐりにしますと、自治体の皆様との情報の共有、地域の皆様への情報の提供、そして、停電の事故の一番の原因でありました倒木、これに対する停電の回避の対策、そして最後に、設備被害状況に対する多くの通報をいただきましたが、これをいかに受信するのかという課題に収れんいたしております。

この課題に対する対策を立案しております。左端の段落を見ていただきますとおり、大きく4つの対策を立案してございます。具体的な対策が次のシート以降にございますので、こちらでご説明申し上げます。

シート6番からご覧いただきたいと思っております。

携帯電話の羅列になってございますが、台風というのは西から東に向かうものであり、中規模程度の台風を想定しますと、台風が襲来とともに事故が多発し、通過後は事故が消滅していくため、11市9町を管轄しておりますが、半分程度のホットライン電話回線を市町の皆様と持つことで連絡が十分にできるというような経験値を持ってございました。今回に関しては、台風の規模・風速・速度が我々の想定以上の大きな台風であり、予後も台風の風速が収まらず、ほぼ20市町から停電情報のお問い合わせのお電話を頂戴していた状態です。ところが、このお受けできない方は、県、あるいは市町の皆様、そして警察、消防署の方にお電話が入っておりました。本来の業務が全く滞るようなお電話の状態が続いたことを大いに反省いたしまして、まずは市町の皆様からご連絡いただいたときに情報が提供できるように、全てのホットラインの設定をしたというのがこの状況でございます。

それから、弊社では、事故が発生しますと、コントロールしている箇所から、直接「Lアラート（国の災害情報システム）」に情報を提供して、市町の皆様に直接提供できるようになってございますが、当日状況を見させていただきまして、河川の氾濫の状況、諸所の災害情報がこのLアラートに多く含まれており、電力の情報だけを取り出して閲覧することは極めて困難な状況だったことがわかりました。

そこで、所定のメールアドレスを頂戴いたしまして、そのメールアドレスに、電力の情報を個別に提供できるようにさせていただくようにいたしました。その凡例が、この写真のようになってございます。この中には、停電の地域——地域といいますが、市町のレベルまでです。その上で、停電の件数、復旧時間の見込みを盛り込んだものを提供させていただいております。電気が先に復旧すれば、水道も動く、それからガスの圧力も上げられる。いろんな意味で、電気が一番初めに情報を取り出すときに必要だという認識のもとに、こうした提供を始めることにさせていただきました。

もう1つ、市町の皆様についても、異動に伴って人も代わり、そのときに台風の対応に対するスキルというものも変化しますので、我々から、先ほど申し上げたような情報がどんな手段で取れるかということ、アプリや、Lアラートからも取れること、それか

ら我々とのホットラインのやり方などについて説明会を、全市町の皆様を集めて開催させていただきました。

我々は1時間で1事故を復旧するという目標で行動しております。具体的にどう動いているのかを実演させていただいたのが右側の写真でございます。我々の訓練施設には20本程度の電柱を立てておりますが、この中で事故を実際に発生させて、どこに事故点があるかを調べて、事故の復旧動作を全て実演で丸1時間ご覧いただくことで、事故時の状況を想像していただくと考え、こうしたことも実施させていただいております。

それから、最も重要なこと。我々が重要な施設と認識していた病院や諸施設がありますが、こうした施設以外にも、市町の皆様から見て、重要で送ってほしいという場所があることを、この災害の中でもう一度気づきましたので、市町の皆様全箇所を回りまして、優先的に送電をしてほしい箇所を今一度相互に確認しております。

例えば、避難所はもとより、水道施設、斎場に至るまで、電気が長時間滞ることによって問題が大きくなると伺った施設への復旧送電の早期化を進めて参ります。

加えて、市町の皆様が市民メールをお持ちになられていれば、それぞれご登録なさっている方に、メールを通じて配信します。直接個人の携帯まで情報が届きますので、こうしたところに、先ほど申し上げたLアラートと類似の情報をご提供することも試みます。

ケーブルテレビさま、それから市町が運営していますコミュニティFMさまより「こういうところから停電・復旧の情報が取れますよ」とか、あるいは「停電の状況はこういう事象のときに起きますよ」「断線をしたら触らないで下さい」などの報道をしていただけるお話を頂戴いたしましたので、地域にある8局全てのコミュニティFMさま、それからケーブルテレビ様と協議をさせていただき、これも進めさせていただいております。

ちなみに、コミュニティFMでどんなお話をしているかということで、サンプルを数秒流させていただきます。

(音 声)

○伏見委員 このような形で、アナウンサーの皆さんとキャッチボールするような感じのものをあらかじめ録音させていただいて、これを週に1回、台風直前のころのシーズンに流していただくということを試みてございます。

それからもう1つ、県民の皆様へ情報をお届けする一番のいい手段として、月に2回

発行されていらっしゃる各市町の広報紙の中に、台風シーズン直前の4、5、6月号にて、写真のような掲載をお願いいたしました。

台風の際に一番被害がありましたのが、倒木による被害です。80%が倒木による停電でございました。この倒木による被害を何としても回避したいわけですが、これについては、県の皆様とも相談をさせていただいております。県内の約3割が県あるいは国の管理地、そして民間の管理地が7割の中で、民間の管理地については、大切な財産ですので、伐採等については非常に難しいというお話を頂いております。電力会社としては伐採ができていないという現状を前提に、自衛手段を講じて参ります。

1つは、倒木による停電は、通常1時間の復旧を目指しているのに対して、3時間ないし4時間程度かかりますので、倒木と判明した場合には長時間化の可能性を広報して参ります。

もう1つ、倒木を前提とした復旧手段の強化として、自前でチェーンソー等の増設はもちろんのこと、県内には、素登りで木を伐採できる、高度な能力をお持ちになっている方々もいらっしゃいますので、こうした方にお手伝いをお願いすることにより、マンパワーを増強し、何としても早期の復旧を目指します。

最後になりますが、実は県民の皆様から「ここが壊れているよ」という情報を頂いたのですが、先ほどのとおり電話がとれていません。1,000人のコールセンター要員にて対応しましたが、5万件のお電話をいただきますと、とり切れない状況でした。こうした貴重なお電話を頂戴していたものを、どうしても受信したいので、市町の行政の皆様、連絡が入っていた貴重な情報を簡易な手段で聞き取って頂けるようお願いしてございます。

例えば電柱については、見上げますと、すぐそばに電柱番号というのが書いてあります。この番号だけ言っていただければ、私どもは住所も含めてすぐわかります。場所がわかれば1時間で復旧できます。復旧すれば電気がつき、電気がつけばお問い合わせが減ります。こうした確認方法について、市町の行政の皆様にお知らせをさせていただき、早期復旧に努めさせていただきます。

以上、弊社は今年も本取り組みにより台風対応に当たりたいと思います。どうかご協力、ご理解をお願いいたします。ありがとうございました（拍手）。

○司会 伏見委員、どうもありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問等ありますでしょうか。

それでは、続きまして、「台風24号停電被害の概要と対応」について、中部電力株式会社、深見委員代理からご報告をいただきます。よろしくお願いいたします。

○深見委員代理 中部電力静岡支店の副支店長深見でございます。日ごろは、弊社の事業に、ご理解、ご鞭撻を賜りまして、本当にありがとうございます。

改めまして、今年の台風24号で、長期間かつ広範囲にわたって停電をさせてしまい、皆様に本当にご不便をおかけした件、おわび申し上げます。

本日は、この停電被害を踏まえまして、その後弊社が抽出した課題、現時点で実施した対策、そして今後行っていく対策をご説明申し上げたいと思います。どうしても東京電力さんと重なるところはございますが、ピックアップしてご説明をさせていただきます。

改めまして、台風24号の振り返りとなりますが、このグラフの左下、「9月30日」から、1日ごとに日付を振ってあり、停電の戸数を示しております。青色のグラフは、弊社の供給区域である5つの県である静岡県、愛知、岐阜、三重、長野県の合計の停電戸数。それから赤いグラフが、この静岡県中部・西部の停電戸数でございます。先ほど知事からもご説明がございましたけれども、最大で66万戸の停電を起こしてしまいました。弊社エリアの停電戸数の実に3分の2が静岡県だったということでございます。

この、停電戸数ですので、復旧を始めまして、随時減っていくわけですが、3日経過後の3日の午後4時には約95%が復旧をいたしました。その後、最後に山間部で、倒木等によりまして復旧車両がなかなか入っていけないといったこともございまして、最終的な復旧作業には10月6日までかかってしまいました。

こちらは、今回の台風の特徴が強風ということでございまして、この強風による飛来物によって配電設備が損傷したという事象が多く発生してございます。左側の写真で電柱にひっかかっているのはトタン屋根でございます。右側のほうはビニールハウス。これが骨ごと飛ばされまして電線に絡まっているという状況でございます。これは浜松営業所エリアでございますが、市街地では、こういった飛来物によって停電が長期化してしまうという事象が発生してございます。

こちらは、倒木によりまして、木が電柱に倒れ込みまして停電をしているという状況。山間部では、断線のみならず、こちらにございますとおり、電柱自体が折れてしまうといったような事象も発生してございます。

今回の台風におきましては、弊社にとって多くの反省すべき課題、それから検討すべ

き事項がございました。お客様、それから各自治体様からいただきました貴重なご意見を参考に、ここにあります3つの視点から15項目の課題を洗い出しまして、対応策をアクションプランとしてまとめてございます。

内容はこの資料のとおりでございますけれども、ポイントとしましては、1つ目、設備復旧の体制につきましては、初動の迅速化、それから組織的な工程管理の改善といったところです。

2つ目、お客様への情報発信では、様々ございますが、もう少しきめ細やかな情報を多様化した手段でお知らせしようということでございます。

3つ目、自治体様等との情報共有・連携ということでございますが、こちらは連携のさらなる強化と、それから事前の保全の対策。こういったことの推進ということになります。その一部をご紹介します。

ごらんいただいている図は、設備復旧の体制ということ、それから今の3つ申し上げたところの全体図になります。

いろいろ書いてございますが、簡単に申し上げますと、これまで設備復旧をするに当たりましては、営業所の指揮により社員を停電現場に出向させるわけですが、これまでは紙ベースで情報交換をしていたところを、システムを構築しまして、情報共有が一瞬でできるようにしたということと、この8月からは、現場に出向する社員に対してモバイルを持たせまして、これまで現場の状況を、一旦紙に書いて集約していたものを、モバイルパソコンから集約をするという形になります。これにより効率化・迅速化が可能になったというところでございます。

それから、お客様への情報発信に対することについてのご説明です。停電が今回のように長期化する場合、お客様からのお問い合わせが多数寄せられますが、弊社が対応し切れない電話が各自治体様のように寄せられることになってしまいまして、本当に申しわけございません。

この反省から、もう少しきめ細やかな情報発信が必要だということで、新たに、この画面にございますとおり、スマートフォンで停電情報が確認できるアプリを今年の1月にリリースをいたしました。これは単に停電範囲が表示されるだけでなく、この1番にございますとおり、お客様それぞれが、ご自身の住所とかご契約単位の情報を事前に入れていただきますと、その契約が停電しているかどうかということをお知らせするプッシュ通知で表示される機能をつけてございます。

それから、②にございますとおり、地図上でも最新の停電地域が確認いただけるようになりました。

加えまして、ちょっとこの資料にはございませんが、この「停電情報お知らせサービス」というチラシも入れさせていただきましたが、今雷雲がどこに来ているのかといったようなことがわかるようなサービスですとか、チャット機能といたしまして、電話が通じないときに、その機能を使っていただきますと、弊社に、例えば「ここの電柱が折れているよ」といったようなことをお知らせいただけるような、やりとりができるような、そういった機能も追加してございます。手前みそではございますけれども、リアルタイムにさまざまな情報がわかるというソフトでございますので、県防災アプリとともに、弊社のこのアプリもぜひご活用いただければと思います。

次に、これも弊社のホームページのことでございまして、これまでは市町村単位で「停電が起きている」というような情報は出しておりましたが、もう少し細かく、具体的には1キロメートル四方のメッシュで停電が発生しているかどうかというのがわかるように変更をいたしてございます。これまでも、この画面にございますとおり、停電の日時とか場所ですとか戸数とかというのはあったんですけれども、これに、復旧状況、それから復旧の見込み、停電している原因といったことを追加して表示をさせていただきます。

具体的には、この右のほうの図。ちょっと見にくいですが、①の「復旧状況」ということにつきましては、「今設備を確認しているところです」とか、「手配をしているところです」とか、「工事中です」といったような、復旧作業がどこまでなされているのかということがわかるようにさせていただきます。

それから、②の「復旧見込」というところでは、この復旧状況から算出いたしました、「いつ頃復旧できます」といったような見込みを表示いたします。

③の「停電理由」では、「土砂崩れにより電柱が損壊しています」とすとかの理由を表示させていただきます。

今回の台風では、「台風で電気が止まっているんだな」ということはご理解をいただきながらも、「一体いつになったら復旧するんだ」と。「今どんな状況なんだ」といった、お客様が最も知りたいこととの問い合わせをたくさんいただきましたので、ホームページではありますけれども、ご確認をいただけるようにさせていただきます。

これらに加えて、やはり災害時に、これは東京電力さんからもありましたけれど

も、ラジオ放送、それからコミュニティFMとの連携が大切だということを改めて感じましたので、各方面のご協力を賜りながら、お客様、それから各自治体様へも、我々の情報を迅速に、情報提供を行なってまいりたいということでございます。

今ご説明しましたこれらの対策につきましては、もう1つ、チラシをつけてございますが、飛来物の防止とかそういったことも含めまして、新たにこのPRチラシをつくりました。こちらを適宜皆様にお配りし、停電情報アプリのQRコード等もチラシに表示し、広くPRをしてまいりたいと思っております。

最後になりますけれども、「アクションプラン」3つ目としまして、自治体様、各市町様とのご協力ということでございます。計画伐採に関する状況でございます。

この資料にございますとおり、島田市さんとは、市が主催をされています調整会議で、市、自治体、それから事業者。弊社であったりNTT様であったりしますけれども構成員で現地調査、それから役割分担を決めまして、実際に伊久美地区で事前の伐採を実施してございます。2月26日から延べ8日間にわたりまして、54本の我々にとっての危険な樹木を伐採させていただくことができました。

その他、資料にございますとおり、藤枝市、掛川市、それから川根本町様を始めとしまして、各自治体様とも具体的な協議をさせていただいております。このあたり、様々なマスコミ様にも報道をいただいているところでございますけれども、皆様のご理解を得ながら、この取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上が、弊社のアクションプランとしてまとめた内容になります。これからも、このアクションプランに加えまして、実動訓練等々を行ないまして、災害対応に万全を期してまいります。引き続きご指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました（拍手）。

○司会 深見様、ありがとうございました。

ただいまのご報告につきまして、ご質問等はございますでしょうか。

それでは続きまして、「ふじのくに防災フェロー養成講座」につきまして、静岡大学防災総合センター、岩田委員からご報告をいただきます。よろしくお願いたします。

○岩田委員 静岡大学の防災総合センター長をやっております岩田と申します。少しお時間をいただいて、静岡大学でやっております「ふじのくに防災フェロー養成講座」について、ご紹介をさせていただきます。

今日、資料の一番最後のところに「静岡大学防災総合センター」というパンフレット

を1枚入れさせていただきました。この中に、当センターで主に行なっている、教育とか研究とか地域連携の事業について紹介をしております。

その中を開きまして、右ページの「ふじのくに防災フェロー」という、これはいわゆる社会人向けのリカレント教育をやっております。この防災フェローという事業は、自治体とか企業等で防災に関する実務に従事している方を対象に、地域の災害特性を理解し、災害に関する科学的な情報をきちんと読み解いて実践的な応用力を身につけた人材を何とか育てて、もう一度皆さん方のところへ戻していこうと。そんな活動をしております。この講座そのものは、2011年に開講しまして、修了者には静岡県知事認証としての「静岡県ふじのくに防災フェロー」の称号も授与していただいております。これまで、昨年度末、2018年末までに91名の修了者を出しております。

講座そのものは主に土曜日に開講され、ほぼ1年間、もしくはなかには2年かけて修了される方々もおられます。講座は座学だけではなくて、実習や課題を解決するためのいろんな演習。こういったものを取り入れております。全体で、それぞれ10科目以上の履修を要件としておりまして、例えば気候学とか津波工学、コミュニケーション論、それとか地理情報の処理の演習であるとか、さまざまな分野の24科目の講座を用意しております。

こういった座学だけではなくて、修了研修として、基本的にみずから課題を持って研究をし、調査をし、研究成果をまとめるということで、学会等での発表を課しております。例えば、これは2017年ですけれども、「豪雨時における災害危険度の高まりを推定するための電話通報数の活用について」ということで、豪雨災害のときの通報数を分析した成果を出したり、それとか、昨年、2019年3月の修了テーマでは、例えば「静岡県の特別支援学校における学校安全に関する教職員の意識・実態とその課題」という、こんなテーマをまとめられた研修生もおられます。それぞれさまざまな、時の課題でありますとか、地震学、地学、そういった分野にもわたって多岐な研究成果を発表していただいたと。

これまでの受講者の所属でございますけれども、国、県、それから市町村、それから学校現場、それとか企業の方々がそれぞれ受講しておられます。これまで131人実際には受講されておりますけれども、最終的に修了研修を卒業されたのが91名ということで、現在まだ11名が受講中でありまして、国、県、市町村、学校以外に、企業の方々もたくさん、これまで40名受講されております。そのうち、今日お集まりの、例えば指定

公共機関でありますとか指定地方公共機関の方々が13名受講されておりました、それぞれ研修成果を持って、それぞれの職場でも活躍していただいております。さらに県内の市町村だけではなくて、県外の市町村からも受講生を受け入れております。

「今後に向けて」ということで、幾つかこれまでやってきたことを踏まえて、今後どういったことをやっていくかでございます。

1つは、政府、国がやっております、内閣府の「防災スペシャリスト養成研修」と連携をするということも1つの方法と考えておりますけれども、実は国立大学、特に地方大学は、年々予算が減少しております、私どものセンターの経費も、当初5年間は、JSTの支援を受けたり、静岡県からも支援を受けたりしておりましたけれども、実は全体の予算減少というのが1つの大きな課題。

それからもう1つは、受講者数が、当初応募者が40名近くおられた時代があります。ただ、40名の受講生を受け入れることができなくて十数名に絞っていたんですけれども、受講者数が少しずつ減少してきているということで、ぜひ今日お集まりの皆さん方で、職員の方々に、少しくこうした専門研修を受けて活躍を期待するような職員がおられましたら、ぜひこの研修に応募していただければと思います。毎年12月ごろに募集要項を公表し、1月15日前後に募集を開始して、4月から実際の講座が始まります。おおむね1年、もしくはなかには2年かけて修了する方もおられるということで、ぜひ多くの方々の参加をお願いしたいというふうに考えております。よろしく申し上げます（拍手）。

○司会 岩田委員、ありがとうございました。

ただいまのご報告について、ご質問等はございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、最後になりますが、経済産業省関東経済産業局様主催のシンポジウムのご案内を机上に配付させていただきましたので、後ほどご確認いただければと思います。

それでは、委員の皆様、本日は貴重なご意見、ご報告をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を閉会といたします。気をつけてお帰りください。ありがとうございました。

午後3時12分閉会

令和元年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

令和元年 8 月 19 日

(議事録署名人)

委員(海上保安庁清水海上保安部長)

田中 裕二



委員(静岡県看護協会会長)

渡邊 昌子

